

国土交通省等における最近の主な取組

新幹線の新たなバリアフリー対策等について

新幹線の新たなバリアフリー対策について

1. 検討会の趣旨

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、新幹線のバリアフリー対策を抜本的に見直し、**世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道を実現**するため、「新幹線のバリアフリー対策検討会」を設置する。

2. 検討体制と開催状況

新幹線のバリアフリー対策検討会

【構成員】

- ・DPI日本会議、日本身体障害者団体連合会、全国脊髄損傷者連合会、全国自立生活センター協議会
- ・JR北海道、JR東日本、JR東海、JR西日本、JR九州
- ・国土交通省 総合政策局、鉄道局

【開催実績】

第1回検討会：令和元年12月23日、第2回検討会（とりまとめ）：令和2年8月28日

ソフト対策検討WG

- 車椅子利用者の予約方法等について検討

【開催実績(令和2年)】

第1回WG：1月17日、第2回WG：2月7日、
第3回WG：4月24日、第4回WG：6月30日

ハード対策検討WG

- 車椅子用フリースペース等について検討

【開催実績(令和2年)】

第1回WG：1月17日、第2回WG：2月7日、
第3回WG：4月24日、第4回WG：6月30日、
《実証実験》第1回：7月12日、第2回：8月3日



令和元年12月23日
第1回検討会の様子(赤羽大臣の挨拶)



令和2年8月3日
車椅子用フリースペース実証実験の視察の様子
(東海道新幹線 N700S試験車両)

3. 主な取組状況

- 令和2年 3月 3日 新幹線のバリアフリー対策検討WGによる「新幹線の新たなバリアフリー対策(中間とりまとめ)」を公表
- 令和2年 3月14日 普通車指定席の車椅子対応座席の販売方法を変更し、当日においても車椅子利用者用に確保(一般用席として販売しない)
- 令和2年 4月20日 車椅子対応座席を利用する際の案内方法について、2日前までの申し込みを求めない形に5月号の時刻表から変更
- 令和2年 5月11日 全ての新幹線において車椅子対応座席のウェブ申し込みを運用開始
- 令和2年 8月28日 新幹線のバリアフリー対策検討会による「**新幹線の新たなバリアフリー対策について(とりまとめ)**」を公表
- 令和2年10月30日 「車椅子用フリースペース」の導入に向けた**移動等円滑化基準等の改正**(令和3年7月1日施行)

令和3年7月1日以降に導入される全ての新幹線車両について、車椅子用フリースペースの設置を義務付け。また、既存の新幹線車両についても、同基準に適合するよう努力義務が課せられる。

新幹線の新たなバリアフリー対策について

（「新幹線のバリアフリー対策検討会」におけるとりまとめ 令和2年8月28日）

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるに当たって

- 東京オリンピック・パラリンピックを契機として、**障害の有無にかかわらず、誰もが快適に移動や旅を楽しめる環境整備に向けた気運の高まり**
- 成熟社会である我が国にとって、今大会の**レガシーは「真の共生社会」の実現であり、それに向けて力強く前進する「歴史的転換」が求められている**

「真の共生社会」に相応しい、あるべき新幹線の姿

- 現在の一般客室内の車椅子スペースは、
 - ① **数が限られており**（1編成につき1～2席）、グループで乗車することができない
 - ② 車椅子に乗ったままでは**通路にはみ出してしまう**
 - ③ 予約・購入に当たっては、介助者（駅係員）確保等により**時間を要する**場合があるほか、**ウェブ上で予約・購入手続きが完結しない** などの課題

東京大会のレガシーとなる「真の共生社会」の実現に向け、**新幹線のバリアフリー化はその象徴となるべきもの**であり、誰もが当たり前、快適に移動や旅を楽しむことができる、**世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道の早期実現**を目指す。

新幹線の新たなバリアフリー対策と今後の取組

速やかに実施する対策

(1)「車椅子用フリースペース」の導入

- 座席数に応じて1編成に3～6席（多目的室を除く）の車椅子が利用可能
- 移乗の有無や介助が必要な方、ストレッチャー式車椅子使用者など、様々な障害の状態に対応可能なレイアウト
- ウェブ上で予約・購入が完結するシステムの導入

(2) 現在の車椅子対応座席^(※)等の予約・販売方法の改善

- 窓口における発券手続きの見直しによる待ち時間の短縮等
 - ウェブ申し込みの改善（申込期限の短縮等）
- ※車椅子スペースに隣接し、車椅子使用者が当該スペースを利用する際に予約する座席

新たな新幹線車両の導入時など中長期的に取り組む事項

- 今回整備する車椅子用フリースペースの利用状況等を踏まえつつ、座席種別ごと（グリーン車や普通車自由席等）への車椅子用フリースペース拡充を検討
- 授乳室の整備など車椅子使用者にとって利便性の高い多目的室の利用環境や介助者と共に利用できる車椅子対応トイレなど車内設備の仕様等について検討

早期実現に向けた取り組み

- 世界各地から多くの方々が訪れる東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、車椅子用フリースペースの導入を始めとする世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道の実現に向けて関係者が一丸となって取り組む



新幹線における車椅子用フリースペースについて

1. 車椅子用フリースペースの基本的な考え方

隣の座席への移乗が困難な方、保護者の付き添いや介助が必要な方など様々な障害の状態に対応し、障害のある方が一般の方と同様にグループで快適に乗車できるよう、車椅子用フリースペースを一般客室に設ける。

2. 車椅子スペース数の考え方

1編成あたりの提供座席数に応じて以下のように設定(グリーン車を除く)

1編成あたりの座席数	車椅子スペース数	備考
1000を超える場合	総席数の0.5%※)以上	多目的室を含む
500~1000席	5席以上	
500席未満	4席以上	

※)国際パラリンピック委員会「アクセシビリティガイド(2013年6月)」による競技会場における車椅子座席の割合(一般の大会)

3. 車椅子用フリースペースの具体的な要件

- ① 少なくとも2人以上の方が車椅子に乗ったまま窓際で車窓を楽しめること
- ② 車椅子用フリースペースの通路は、乗客やワゴン等の通行に支障のない通路幅を確保すること
- ③ ストレッチャー式車椅子を含む大型の車椅子の方が2人以上で利用可能なこと
- ④ 車椅子使用者の移乗用席を2席以上※1)、それに隣接して※2)介助者もしくは同伴者の席を2席以上※1)設けること

※1)座席数500席未満は1席以上

※2)車両の構造上の理由等により「隣接」とすることが困難な場合は「近接」も可とする



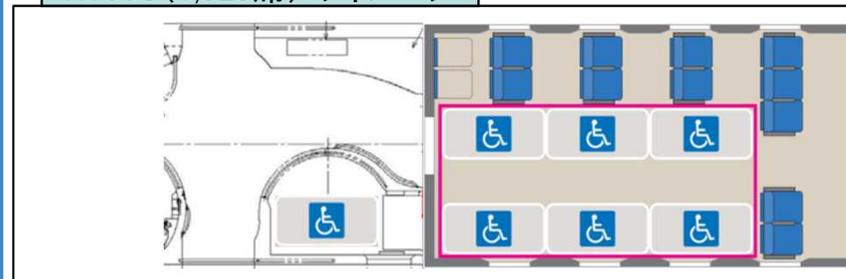
現行のN700S(車椅子スペース2席)



実証実験(8月3日)におけるN700S試験車両のレイアウト(車椅子スペース6席)

(参考)主な新幹線車両に当てはめた場合

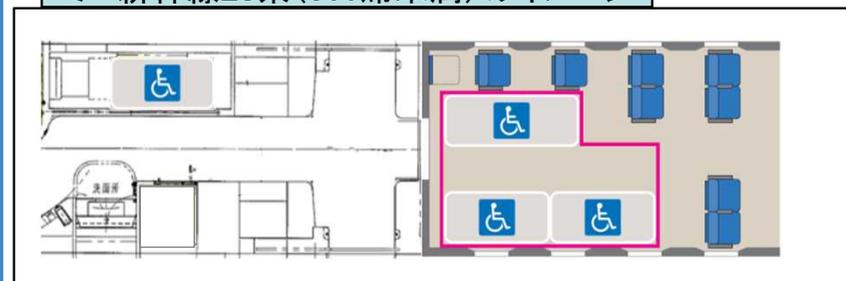
N700S(1,323席)のイメージ



E5・H5系、E7・W7系(500~1,000席)のイメージ



ミニ新幹線E8系(500席未満)のイメージ



※2024年春導入予定

【凡例】

□ : 車椅子用フリースペース ♿ : 車椅子スペース

車椅子用フリースペースの整備に向けた利用環境の改善について

中間とりまとめ以降実施した対策

- 令和2年3月14日 これまで当日には一般の方にも販売していた普通車指定席の車椅子対応座席については、販売方法を変更し、当日においても車椅子使用者用に確保することとした
- 令和2年4月20日 車椅子対応座席を利用する際の案内方法について、2日前までの申し込みを求めない形に変更した(5月号の時刻表から)
- 令和2年5月11日 これまで電話や窓口での申し込みが必要であった車椅子対応座席について、全ての新幹線においてウェブによる申し込みを可能とした。複数の新幹線を跨いだ行程にも対応するため、各新幹線のウェブサイトを相互に参照できるよう設定した

車椅子用フリースペースの導入を見据え、予約・販売方法を改善し、車椅子使用者の新幹線における利用環境をさらに向上させるべく、以下の対策を講じる

1. 車椅子用フリースペースに対応したウェブ予約システムの導入

- ① 東海道・山陽新幹線において、車椅子用フリースペースの導入を待たずに車椅子対応座席のウェブでの予約・購入を試行実施^(注)し、利用実態や利便性を検証^(年度内に準備の上、オリパラまでに実施)
- ② 新たに整備される車椅子用フリースペースについては、車椅子スペースをウェブで予約から購入まで完結する利便性の高い予約システムを導入^(車椅子用フリースペースの整備の進捗に伴って全新幹線で導入)

2. 現在の車椅子対応座席等の予約・販売方法の改善

- ① **窓口における乗車券類の発券の待ち時間の短縮等**^(年度内より順次実施)
 窓口における待ち時間の短縮を図るため、介助要員の配備が比較的充実し、かつ設備や環境の整備が整っていると予め確認できる新幹線主要駅間から関係部署の承認を待たずに発券できるよう業務フローの一部を見直す
 発券後から乗車までの所要時間についても、引き続き、利用の繁閑に応じた係員の配置や駅における乗車までのプロセスの改善等により、所要時間が短縮できるよう改善を図っていく
- ② **ウェブ申し込みの改善**^(年度内に準備の上、オリパラまでに実施)
 中間とりまとめを受け改善を行った車椅子対応座席のウェブ申し込みについて、申込期限の短縮等によりさらなる利便性の向上を図る

(注)以下の点に留意しながら、試行的に実施し、検証を行う(実施内容は調整中)。

- ・車椅子使用者が当日も車椅子対応座席を確保できるよう一般利用者には予約させない措置を講じているが、本措置を実施するには、システム上誰でも予約可能な状態に戻すことが必要
- ・「なりすまし」の防止措置が必要であり、予約画面等で注意喚起を実施
- ・予約システムを導入することで、座席の予約と介助の手配が別となるが、単独乗降を推奨するものではないため、車椅子使用者自身が事前に確実な介助申込みを行うことへの理解が不可欠
- ・ウェブ利用者以外の方の利用環境を維持するため、複数の車椅子対応座席の一部のみをウェブ用に確保することが必要

<ウェブ予約画面イメージ(試行時)>

	E	D	C	B	A
13番	○	○	■	×	×
12番	○	○	■	×	×

↓

	E	D	C	B	A
13番	○	○	■	○	○
12番	○	○	■	×	×

画面上で選択可能



車椅子使用者が単独乗降しやすい ホームと車両の段差・隙間の縮小

車椅子使用者が単独乗降しやすいホームと車両の段差・隙間の縮小

背景・目的

- 来たる東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、国内外から訪れる多くの移動制約者の円滑な移動の実現が望まれている。
- 鉄道駅においても車椅子使用者が駅員等の介助なしに列車に単独乗降しやすい環境の整備を目指す必要がある。
- 車椅子使用者の単独乗降と列車走行の安全確保を両立するホームと車両乗降口の段差・隙間の目安値や整備の方向性等について、関係者による検討会を設置し検討した。



車椅子使用者による実証試験の結果からは、段差2cm・隙間5cm が理想的(全ての被験者が乗降可能)
 ⇒ 一方で、車両とホームの接触防止といった安全運行の確保や軌道・車両の維持管理などの観点からの制約を考慮する必要がある。

* 車両床面の高さは、車輪の摩耗や乗客の重量により変動(降下)するが、一方で、旅客の円滑な移動のため、逆段差(車両床面に対しホーム面が高くなる状態)は2cmを限度としている

段差・隙間の目安値(令和元年10月 バリアフリー整備ガイドライン改定)

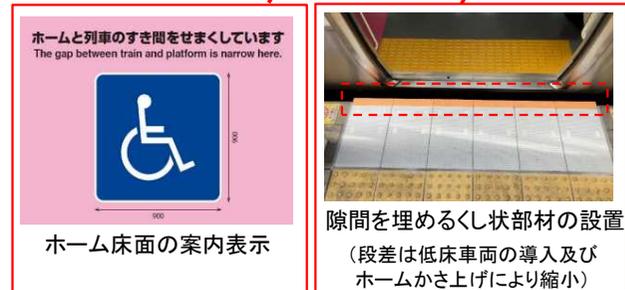
ホーム形状や軌道構造に応じて、以下を当面の目安とする。

	コンクリート軌道		バラスト軌道	
	段差	隙間	段差	隙間
直線部	3cm	7cm	目安値(3cm)を参考にできる限り平らに	目安値(7cm)を参考にできる限り小さく
曲線部	3cm	— [できる限り小さく]	目安値(3cm)を参考にできる限り平らに	— できる限り小さく

※ 安全の確保を前提として、より多くの車椅子使用者が乗降しやすい環境整備のために、段差はできる限り平らに、隙間はできる限り小さくなるよう考慮することが望ましい

整備事例

【JR東日本 山手線 高輪ゲートウェイ駅】
 (令和2年7月2日 赤羽大臣視察)



取り組み状況など

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の会場最寄り駅やその乗り換え等に利用される首都圏の主要駅については、同競技大会に向けて対応可能なホームを選定し、優先的に整備を進めるよう、鉄道事業者を指導。
- 単独乗降しやすい駅のマップ化(令和元年12月公表)や鉄道事業者による利便性の高いWebサービスやアプリ等の策定などを促進するとともに、あわせて、一緒に乗降する一般の鉄道利用者が積極的に手助けをすることで、車椅子使用者の円滑な移動を確保することも望まれる。
- 鉄道事業者の取り組みを促すため、整備の状況を毎年度公表する予定。

Webサービス事例

【東京メトロの車椅子利用者向けWebサービス『スムーズメロ』】



乗車位置案内画面イメージ

※ホームと車両床面の段差・隙間が目安値を満たしているか分かる。

ホームと車両の段差・隙間の縮小箇所(表示・案内について)

車椅子利用者にとって、より利用しやすい鉄道駅の環境を整備するため、バリアフリー整備ガイドラインを一部改正し、対策箇所の表示・案内の事例をガイドラインに追記することにより、デザインの共通化等を推進する。

追記内容① 車椅子使用者が単独で乗降しやすい乗降口の位置表示のあり方

②鉄軌道駅のプラットフォーム

乗降位置表示	<p>(略)</p> <p>○車椅子使用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合、車椅子使用者本人が当該乗降口において単独で乗降できるか判断できるよう、当該乗降口に関する案内を行う。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム床面等に当該乗降口位置等を表示する。この表示は、事業者の違いによらず、周囲の旅客に効果的に周知できる共通のデザインであることが望ましい。 <p>(略)</p>
--------	--

◆段差・隙間を縮小している箇所の案内表示の事例

JR東日本 山手線



東京地下鉄 丸ノ内線



◆エレベータ乗降口に各駅の整備箇所をご案内

2号車4番扉にて整備

2				3
□	□	□	□	□
□	□	□	□	□
□	□	□	□	□

- 対策が実施されており、段差・隙間が目安値を満たしている
- 対策は実施されているが、段差・隙間が目安値を満たしていない

車椅子利用者が確認しやすい位置に貼付

駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関する 障害当事者団体・鉄道事業者・国土交通省の意見交換会

1. 意見交換会の趣旨

近年、鉄道駅については、無人駅が増加する傾向にある。また、有人駅についても、一部時間帯において駅員が不在となる駅も存在する。これら無人駅等のうち、特に障害者の方々が利用する駅については、可能な限り不便なく鉄道が利用できる環境を整えることが重要であることから、障害当事者団体及び鉄道事業者の双方から無人駅等の諸課題等について意見を伺ったうえで、今後、無人駅等の安全、円滑な利用に資する取組について検討する。

2. 意見交換の内容

- 無人駅等の実態把握
- 障害者が実際に無人駅等を利用した際に感じる課題、要望等
- 鉄道事業者による無人駅の安全、円滑な利用に資する工夫事例
- 無人駅等の安全、円滑な利用に資する技術動向
（「新技術等を活用した駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会」とも連携）
- 駅の無人化等要員配置の見直しに係るガイドラインの検討 等

3. 意見交換会メンバー

障害者団体（日本視覚障害者団体連合、全日本ろうあ連盟、DPI日本会議、全国自立生活センター協議会、
日本身体障害者団体連合）
鉄道事業者（JR6社、大手民鉄16社、日本民営鉄道協会）
国土交通省鉄道局

4. 開催状況、今後の予定

- 第1回 2020年11月 6日
 - 第2回 2020年12月21日
 - 第3回 2021年 3月12日
- 2021年夏ごろに最終とりまとめ（ガイドライン化）を予定

「新技術等を活用した駅ホームにおける 視覚障害者の安全対策検討会」等について

1. 設置趣旨

JR日暮里駅(令和2年1月)、JR阿佐ヶ谷駅(同年7月)などにおいて視覚障害者がホームから転落する痛ましい事故が続いている。転落事故を防ぐためにはホームドアの整備が有効だが、整備に多くの時間や費用を要することや、構造等の要因で整備が困難なホームもあることから、ホームドアによらない転落防止対策が喫緊の課題となっている。

このため、ホームドアの設置を引き続き推進するとともに、ホームドアが整備されていない駅ホームにおいて、ITやセンシング技術等を積極的に活用し、駅係員のみならず鉄道利用者による協力も視野に入れて、視覚障害者の方々に駅ホームを安全に利用いただくための対策についての検討を行うことを目的とする。

2. 検討内容

- ・視覚障害者のホーム転落の実態把握と原因分析
- ・視覚障害者がホーム端に接近した場合に、センサーやカメラでこれを検知し、危険であることを知らせる方策
- ・駅係員やスマホの音声等により視覚障害者を適切に案内・誘導する方策(誘導ブロックの適切な設置方法を含む)

3. 検討会メンバー

視覚障害者団体・支援団体、学識経験者、鉄道事業者、国土交通省

〔 ※視覚障害者団体・支援団体：日本視覚障害者団体連合／東京都盲人福祉協会／日本弱視者ネットワーク
日本網膜色素変性症協会／日本歩行訓練士会／日本盲導犬協会 〕

4. スケジュール

第1回検討会 令和2年10月9日

- ・検討会の設置について(検討会の趣旨、検討事項等)
- ・視覚障害者の転落事例に関する講演(成蹊大学 大倉名誉教授) 等

第2回検討会 令和2年11月9日

- ・新技術を活用した転落防止対策等(7件)に関するヒアリング 等

第3回検討会 令和2年12月11日

- ・駅ホームにおける視覚障害者の歩行訓練について 等

第4回検討会 令和3年2月12日

- ・ホームからの転落に関するアンケート及びヒアリング結果について 等

第5回検討会 令和3年2月26日

- ・新技術を活用した転落防止対策等に関するフォローアップ 等



第1回検討会(令和2年10月9日)より

駅ホームからの転落防止対策等について

ホームからの転落を防止する

線路転落を物理的に防止

ホームドア

ホーム端への接近を注意喚起

ホーム端接近時に注意喚起

(CPライン)

CP: Color Psychology (色彩心理)

視覚障害者の案内・誘導

駅員等による案内・支援

誘導ブロックによる適切な案内

転落を検知等し、列車を停止させる

転落検知通報システム

列車非常停止ボタン

転落検知マット

実証実験中

危険ですからおさがり下さい

AI映像解析 エッジサーバ 放送機器

音声で注意喚起

監視拠点

ホームのカメラの映像からホーム端へ接近する人をAIで認識し、音声で注意喚起

技術開発中

バイブレーター

受信機

タグ内蔵シート

受信

タグ

ホーム端に設置されたICタグからの信号を足首や白杖の先端に取り付けた受信機が感知し、バイブレーターの振動で注意喚起

実証実験中

改札口 カメラ

画像認識AIサーバー (白杖や車椅子を検知)

駅務室 駅係員

お手伝い・お声掛け

通知用パソコン

白杖 車椅子

改札口のカメラの映像から白杖や車椅子をAIで認識し、駅係員へ通知

構想中

イメージ

クラウド

案内・支援

視覚障害者

駅員等

視覚障害者がアプリで送信した支援要請を駅員等が受信し、案内・支援

実証実験中

Smart Phone

Camera

QR Code

右3mで改札です

QRコード設置イメージ

警告ブロックに貼付したQRコードをスマホで読み取り、専用アプリによる音声案内で誘導ブロック上を安全に誘導

一部の駅で導入

ホーム中央に誘導ブロックを敷設した虎ノ門ヒルズ駅

一部の駅で導入

①カメラで転落を検知

②アラーム発光

③列車非常停止ボタンを操作

ホームのカメラ映像から転落する人をAIで認識し、駅執務室に通報、列車を停止



高齢者・障害者等の円滑な移動等に 配慮した建築設計標準について

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会

設置趣旨

- 前回の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下、「ガイドライン」という。）」の改正から約2年半が経過したことから、障害者団体等からの要望を踏まえ、必要な見直しが求められた。
- このため、令和3年1月31日に、学識経験者、障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を設置し、ガイドラインについて改正すべき内容の検討を行った。

<主な改正事項>

- ① 高齢者、障害者等の利用に配慮した小規模店舗の設計等に関する考え方・留意点の追加
- ② 重度の障害、介助者等に配慮した設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加（国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等）

構成メンバー

- 学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体（オブザーバーとして関係省庁も参加）
・上記改正事項の①の項目については、「小規模店舗WG」を設置して集中的に議論。

スケジュール

- 令和3年1月31日に、第1回検討会を開催し、現状の取組状況・課題を整理するとともに、検討会の進め方について審議。
- 令和3年6月29日に、第2回検討会を開催し、バリアフリー設計に関するガイドラインの改正の方向性等について議論。
- 関連団体等からのヒアリングを経て、検討会及び小規模店舗WGにて審議頂き、パブリックコメントを経てガイドラインを改正し、令和3年3月に公表した。

時期	検討会	小規模店舗WG
令和2年1月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・検討会及び小規模店舗WGの設置について ・現状の取組状況・課題について ・今後の進め方について 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回WG ※第1回検討会と合同開催
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者・障害者団体、関連業界団体等からのヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者・障害者団体、関連業界団体等からのヒアリング
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 3回開催 <ul style="list-style-type: none"> 第2回:6/29 第3回:10/28 第4回:12/25 ・建築設計標準改正の考え方について ・建築設計標準改正（案）について（重度障害、介助同伴者への配慮、その他等） ・設計事例紹介など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3回開催 <ul style="list-style-type: none"> 第2回:6/29 第3回:10/28 第4回:12/25 ・小規模店舗に係る建築設計標準改正の考え方について ・小規模店舗に係る建築設計標準改正（案）について ・小規模店舗の設計事例の紹介など
	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施（令和3年1月29日～3月1日） 	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施（令和3年1月29日～3月1日）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準改正版の公表（令和3年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模店舗における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（抜粋版）の公表（令和3年3月）

学識経験者

5名

(学識経験者:5、関係団体:43、オブザーバー各省市等)

座長	高橋 儀平	東洋大学 名誉教授
	佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科 教授
	菅原 麻衣子	東洋大学ライフデザイン学部人間環境システム学科 教授
	松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻 准教授
	布田 健	国土技術政策総合研究所 住宅研究部住宅生産研究室 住宅情報システム研究官

高齢者・障害者団体

10団体

- (公社) 全国精神保健福祉会連合会
- (公社) 全国脊髄損傷者連合会
全国手をつなぐ育成会連合
- (公財) 全国老人クラブ連合会
- (一財) 全日本ろうあ連盟
- (特非) D P I 日本会議
- (社福) 日本身体障害者団体連合会
- (一社) 日本発達障害ネットワーク
- (一社) 日本パラリンピアンズ協会
- (社福) 日本視覚障害者団体連合

建築関係団体

6団体

- (公社) 国際観光施設協会
- (一社) 日本建材・住宅設備産業協会
- (一社) 日本建設業連合会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会

地方公共団体

4団体

- 日本建築行政会議 (J C B A)
- 東京都、大阪府、横浜市

事業者団体

23団体

【店舗事業者】

- (一社) 全国銀行協会
- 日本郵便株式会社
- (一社) 全国生活衛生同業組合中央会
- 全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- 全国理容生活衛生同業組合連合会
- 全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- (一社) 日本フードサービス協会
- (一社) 全国スーパーマーケット協会
- (一社) 日本スーパーマーケット協会
- (一社) 日本ショッピングセンター協会
- 日本チェーンストア協会
- (一社) 日本フランチャイズチェーン協会
- 日本商工会議所
- 全国商工会連合会
- 全国商店街振興組合連合会
- 全国中小企業団体中央会

【ビル事業者】

- (一社) 日本ビルディング協会連合会
- (一社) 不動産協会

【その他（検討会のみ参加）】

- (公社) 日本医師会
- (一社) 全日本シティホテル連盟
- (一社) 日本ホテル協会
- (一社) 日本病院会
- (一社) 全日本駐車協会

関係省庁オブザーバー

オブザーバー各省市等

内閣官房オリパラ事務局、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省総合政策局、国土交通省都市局、国土交通省観光庁、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所

- 「建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備させることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものです。
- 国土交通省では、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、令和2年1月から学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等から構成される検討会及び小規模店舗WGを設置して、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正すべき内容について検討を行い、令和3年3月に策定・公表した。

現状の課題

- 店舗内部の障壁となっている
 - ①入口の段差解消・扉幅の確保、②可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるべき。
- 備品対応、従業員の接遇や社内研修の充実、情報提供等のソフト面の充実が必要。

- 標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害や介助者の利用を想定した整備を考慮すべき。(車椅子トイレ及び駐車場等)
- 「多機能便房」に利用が集中している実態があるため、機能の分散化や適正利用の推進、案内表示の見直し等が必要。

- 設計段階から当事者の意見を取り入れた取組や小規模店舗の優良事例を掲載すべき。

主な改正事項

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し
[対象:全ての建築物] 配管収納部分等を除いた有効内法寸法2m以上角を確保する旨を明示
[対象:2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物]
大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』⇒『直径180cm以上』を設けることに改正
- 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実
- 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)
車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3m以上)に対応した必要な有効高さを確保すると明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確に改正(屋内の車椅子使用者用駐車施設も対象)

3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を掲載

ユニバーサル社会におけるMaaSの活用方策

設置趣旨

- ユニバーサル社会の実現には、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念が重要であり、特に、移動は社会参加をするために重要な手段となっている。
- 昨今では、いわゆるソフト基準が施行予定であるなど、ハード面だけでなく、ソフト面での対応も重要となる中で、MaaSは、移動のバリアフリー化にソフト面で寄与できる可能性。

- 移動への課題感が強く、移動利便性の向上によって特に寄与できる可能性が高い車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者にまずは着目し、インクルーシブデザインの観点から、事前に、困りごと等に対するヒアリングを実施。
- 移動のバリアフリー化については、各種ガイドライン等を元に、各事業者において進められてきており、本研究会では、MaaSの特徴である“連携”という要素を踏まえ、困りごと等に対し、MaaSを通じて事業者間での連携を促すことによる対応を検討。

メンバー

【有識者】

- 秋山哲男 中央大学研究開発機構教授[座長]
- 谷口綾子 筑波大学システム情報工学研究科教授
- 中村文彦 横浜国立大学大学院教授
- 牧村和彦 計量計画研究所理事

【オブザーバー】

<関係事業者>

- ・全日本空輸株式会社 ・京浜急行電鉄株式会社 ・東日本旅客鉄道株式会社 ・東京地下鉄株式会社 ・東京都交通局 ・ゼンリン ・株式会社ヴァル研究所 株式会社駅探
- ・ジョルダン株式会社 ・株式会社ナビタイム ・WHILL株式会社 ・一般社団法人日本民営鉄道協会
- ・公益社団法人日本バス協会 ・一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 ・一般社団法人全国レンタカー協会
- ・一般社団法人日本旅客船協会 ・定期航空協会
- ・公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

スケジュール

第1回：令和2年7月22日
本研究会の趣旨・目的
事業者プレゼン
交通バリアフリー施策
本研究会に求めること

第2回：令和2年12月1日
事業者プレゼン
MaaSの活用方策の方向性

第3回：令和3年2月17日
MaaSの活用方策の方向性 とりまとめ

令和3年2月26日

総合政策局（公共交通・物流政策審議官部門）モビリティサービス推進課

ユニバーサル社会におけるMaaSの活用方策について方向性をとりまとめました！ ～MaaSによりバリアフリーの移動環境の構築を後押し～

ユニバーサル社会の実現に向け、MaaSを通じて障害者の移動利便性に寄与することを目的として、昨年7月に「ユニバーサル社会におけるMaaSの活用方策についての研究会」を設置し、議論を行ってきました。MaaSが、バリアフリーの移動環境の構築において、ソフト面で寄与できるのではないか、という観点から、インクルーシブデザインの手法も取り入れつつ、方向性をとりまとめました。

ユニバーサル社会を実現する上では、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念が重要であり、特に移動は社会参加をするために重要な手段となっています。バリアフリーの移動環境を構築するうえでは、ハード面のみならずソフト面での対応も重要であるところ、MaaSは特にソフト面で寄与できるのではないか、という観点から、「ユニバーサル社会におけるMaaSの活用方策についての研究会」において議論を進めてきました。

本研究会では、MaaSの特徴である、①情報の連携、②予約・決済の連携、③サービスの連携のうち、MaaSを構築する上で基盤となり、かつ、障害者を含めた全ての利用者が、MaaSを通じて様々な情報を分かりやすく得られることに繋がる「①情報の連携」について特に検討を行いました。

その結果、情報の連携が円滑に行われるためには、事業者間で連携すべき情報やデータの種類及びその提供方法を示すことが必要であるという認識の下、昨年3月に策定された「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」へ、必要な項目等について反映を行うという方向性をとりまとめました。

これにより、全国各地でMaaSに取り組む事業者が共通認識を持ち、ユニバーサル社会の実現に寄与するMaaSの普及に繋がることを期待されます。

※「ユニバーサル社会におけるMaaSの活用方策についての検討会」はこちら↓
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000134.html

「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」はこちら↓
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000117.html

〈お問い合わせ先〉

総合政策局（公共交通・物流政策部門）モビリティサービス推進課 石川、佐藤、堀江
TEL: (03)5253-8111 (内線 54914、54907)・(03)5253-8980 (直通) FAX: (03)5253-1513

ソフト施策の取組

ソフト施策の取組状況(「心のバリアフリー」の推進)

ソフト面からバリアフリー化を推進するため、バリアフリー教室の開催、公共交通事業者等の接遇向上に向けた取組、ハンドブックの作成、トイレやベビーカーの利用円滑化のためのキャンペーン等を実施。

バリアフリー教室の開催

高齢者・障害者等の疑似体験等を通じ、バリアフリーに対する国民の理解増進を図るとともに、「心のバリアフリー」社会の実現を目指して、各運輸局等が「バリアフリー教室」を開催。



視覚障害者サポート体験



車椅子サポート体験



子供用車椅子

接遇向上の取組

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)に基づき、交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実を図るため、平成30年に接遇ガイドライン公表。さらに、接遇ガイドラインに則った適切な対応を交通事業者が行うことができるよう、公共交通事業者向け研修のモデルプログラムを平成31年に公表した。なお、今年度においては、接遇ガイドライン(認知症の人編)を作成・公表した。



こころと社会のバリアフリーハンドブックの作成

「心のバリアフリー」推進のため、平成30年に中学生向けバリアフリー学校教育用副教材及び教師用解説書を公表。文部科学省と連携し、全国の中学校等に送付。



知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブックの作成

知的障害、発達障害、精神障害の方が円滑に公共交通機関、商業施設等を利用できるよう、個々の障害の特性等を踏まえた対応マニュアルを平成21年度に作成し、関係者等に周知。



トイレの利用マナーの啓発

障害者等が様々な機能がついたトイレを安心して利用できる環境を整備するため、トイレについて一般の利用者のマナー啓発を図るためのキャンペーンを実施。



公共交通機関等におけるベビーカー利用円滑化の推進

公共交通機関等においてベビーカーを一層利用しやすい環境を整備するため、ベビーカーの安全な使用と周囲の理解協力の普及啓発を図るためのキャンペーンを実施。



トイレの適正利用の取組

調査の目的

- H23調査以降のトイレの機能分散の推進等によるトイレの整備状況やバリアフリー化の進展による利用実態の変化により、トイレに求められているものが変化している可能性があり、実態を把握し、今後のあり方を検討する必要がある。
- R2バリアフリー法改正による障害者用トイレ等の適正利用に係る広報活動・啓発活動の実施に関し、多様な利用者の実態に即した取組を行う必要があることから、調査結果を踏まえて今後の取組方針の検討を行う。

調査検討の流れ

1. トイレの整備状況等調査

- 旅客施設、商業施設、道の駅、SA/PA等について、施設管理者に①トイレの整備方針、②適正利用推進に関する方針、③整備事例のアンケート調査を行う。

2. トイレの利用実態調査

- 一般利用者の意識を把握するためのインターネットモニターアンケートや、様々な特性をもつ当事者等に対するグループインタビューを通じ、トイレ利用に関する困りごとを把握する。

3. 事例収集／現地調査

- 機能分散がなされた事例を、1. の調査やメーカーヒアリング等により収集し、様々な特性をもつ当事者等とともに現地調査を行う。

4. 今後のトイレ整備のあり方と適正利用推進に関する取組方針の検討

- 1～3の調査・検討を踏まえ、検討会において、今後のトイレ整備のあり方と適正利用推進に関する取組方針をとりまとめる。



各種ガイドライン等への反映・
取組方針を踏まえた広報啓発等の実施

調査検討体制

検討会の構成

学識経験者、障害者団体、子育て関係団体、施設管理者団体、設計者・設備メーカー団体、地方公共団体
(委員長：高橋名誉教授（東洋大）)

スケジュール

時期	実施内容
R2年5月	意見交換会（書面） ・調査の目的 ・調査方針について 等
R2年6月～8月	・整備状況調査 ・インターネットモニターアンケート ・好事例等ヒアリング 等
R2年10月9日(金)	第1回 検討会開催 ・各種調査結果報告 ・今後の方向性について 等
R2年11月	・グループインタビューの実施 ・好事例等の現地調査
R2年12月10日(木)	第2回 検討会開催 ・報告書（案）のとりまとめ
R3年3月12日(金)	調査報告書の公表

今後の車椅子使用者用便房等のトイレ整備のあり方と適正利用の推進について

■ 今後のトイレ整備に求められる基本的な内容

(1) 車椅子使用者用便房等の機能分散の推進に必要な考え方

- 機能分散の対象として、**乳幼児連れ用設備やオストメイト用設備を一般トイレ内に設置**することを推進。
- トイレブロック単位での機能分散が難しい場合、**施設全体での整備や近隣の公共的施設との連携**も有効。
- 車椅子使用者用便房等の利用集中の一因である一般トイレの混雑解消のため、**適正な一般便房数の確保**が望ましい。

(2) 多様な利用者特性への対応

- 大型の電動車椅子でも利用でき、介助用の大型ベッドを設置した広めの便房を1以上整備**することを推進。
- 同行者との利用や、異性介助の視点等を踏まえた男女共用で利用が可能なトイレ空間の整備**の推進。
- 利用者の動きを想定した乳幼児連れ用設備（ベビーチェア、おむつ交換台等）の配置等**の実施。
- 一般便房の利用意向がある視覚障害者等や、感覚過敏などの**多様な利用者の特性に配慮した整備**の実施。

(3) 多様な利用者が必要とする設備・機能の有無・位置に関する情報提供の推進

- 施設内でのトイレの整備状況等について、ウェブサイト等による**施設利用における事前情報の提供**が必要。
- 施設全体の位置関係を示す**フロアマップ等によるトイレの位置・利用可能な設備等の情報提供**が重要。
- ICTの活用等による**利用集中の解消を目的とした一般トイレも含めた選択肢の情報提供**を推進。

■ 車椅子使用者用便房等の適正利用の推進

(4) 適正利用の推進に向けた広報啓発・教育等の充実

- 機能分散の状況に合わせて、**当該便房の対象を明確にしたり、適正利用の配慮が必要な高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）であることを示す**とともに、**設置された設備等をピクトグラム等で明示**することが望ましい。
- 「急を要するなどやむを得ない場合を除き、必要な方以外は利用を控える」といった**「基本的な考え方」に基づいた適正利用の広報啓発**が必要。
- 機能分散の考え方を事業者や利用者へ周知**する等、利用者の行動を変容させる**教育活動等の取組**が必要。

<男女共用トイレに機能分散を推進した場合>



各種
ガイドライン等
への反映

広報啓発・
教育ツールの
充実

車椅子使用者用駐車施設等の 適正利用の取組

キャンペーン概要

- 令和2年5月に成立・公布した改正バリアフリー法では、車椅子使用者用駐車施設を含む、「高齢者障害者等用施設等」の適正な利用について、施設設置管理者等に広報活動及び啓発活動を行う努力義務を新たに課すこととしており、令和3年4月に施行される。

改正バリアフリー法の施行に向けて、**一般利用者向けに障害者等用駐車区画の適正利用に関するマナー啓発**を行うとともに、**施設管理者向けにパーキング・パーミット制度等の取組を紹介**するキャンペーンを試行的に実施



<ポスター・チラシ表面>



<チラシ裏面>

令和3年の取組予定

■実施期間

通年

※集中掲出期間

令和3年4月1日(木)～
5月9日(日)

■ポスター・チラシ配布枚数

- ・ポスター 約5,200枚
- ・チラシ 約140,000枚

■協力団体・機関等

(約2,500団体等※)

- ・ショッピングセンター
- ・百貨店
- ・ビル
- ・道の駅
- ・高速道路会社
- ・地方公共団体 等

※同一団体等で複数の施設種別を管理している場合はのべ数でカウントしている。

■SNSを活用したマナー啓発

- ・国土交通省公式Twitter

検討趣旨

- 車椅子利用者用駐車施設等については、これまでもバリアフリー法や地方公共団体における独自の取組等により、駐車区画の整備や適正利用の推進がなされてきたところであるが、障害者団体等からの要望を踏まえ、関係部局で連携し、今後のあり方について検討を行う。

検討体制

検討会の構成

- 学識経験者、障害者団体等、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等（委員長：高橋名誉教授（東洋大））
- 国交省：総合政策局、住宅局、都市局、道路局、大臣官房官庁営繕部、航空局（関係省庁もオブザーバー参加を要請）

スケジュール

- 令和2年度に、検討会立ち上げの準備会合（意見交換会）を開催し、現状の取組状況・課題を当事者等のご意見を十分に伺いながら整理。
- 令和3年度に検討会を立ち上げ、検討会の下にハード整備WGとソフト対策WGを置き、関係者で連携しながら年度内に今後の方向性をとりまとめる予定。（令和4年度（可能なものは令和3年度）以降、具体的な施策を推進）

時期	全体会合	ハード整備WG	ソフト対策WG
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 準備会合（意見交換会）開催（ハード・ソフト一体的に） <ul style="list-style-type: none"> ・現状の基準／ガイドラインでの位置づけ ・適正利用推進のための取組状況 等 		
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討会開催（2～3回程度） <ul style="list-style-type: none"> ・現状の課題整理と検討の方向性（案） ・実態調査等を踏まえた今後のあり方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● WG開催（2～3回程度） <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用駐車区画の高さに関する実態調査 ・今後の整備方針について 	<ul style="list-style-type: none"> ● WG開催（2～3回程度） <ul style="list-style-type: none"> ・当事者・管理者等へのニーズ調査 ・適正利用の取組方針について
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な施策立案／ガイドライン改正等（必要に応じて引き続き検討会の開催等） 		

エレベーター利用の取組

キャンペーン概要

高齢者、障害者等真に必要とする方々がエレベーター、優先席等のバリアフリー施設を使用できない、または長時間待たされる等の課題が発生しています。

こうした状況を改善するため、第201回国会においてバリアフリー法を改正し、国民の責務に、高齢者、障害者等がバリアフリー施設を円滑に利用するために必要となる配慮をするよう努める旨を追加するとともに、障害者用トイレ等の高齢者障害者等用施設等の利用について、施設設置管理者等に広報活動及び啓発活動を行う努力義務が課されることとなりました(令和3年4月から施行)。

その一環として、今般、エレベーターの利用について真に必要な方が優先的に使用できるよう、「エレベーター利用キャンペーン」を実施します。

■実施期間

令和3年2月22日(月)～3月26日(金)

■ポスター配布枚数 合計:約17,200枚

タテ版: 3,950部、規格:B列1番

タテ版: 1,100部、規格:B列2番

ヨコ版: 12,150部、規格:B列3番

■全国の鉄道・バス事業者等に送付

■SNSを活用したマナー向上啓発

国土交通省公式Twitter

<ポスター>

「お先にどうぞ」、のひとことを。

エレベーター以外での移動が難しい方がいます。

障害のある方	高齢の方	障害のある方がお持ちしている方	妊娠中の方	乳幼児を連れてきた方	内部障害のある方	ベビーカーマーク	ヘルプマーク	マタニティマーク

優先利用にご理解ください。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

認知症の人への取組

■認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)(抄)

(1)認知症バリアフリーの推進 ②移動手段の確保

○ ソフト面では、認知症の人対応のための交通事業者向け接遇ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進する。

序. ガイドラインの目的等

【目的】

交通事業者による一定水準の接遇を全国的に確保し、接遇を通して認知症の人や家族がいきいきと暮らしていける地域社会を実現

【対象事業者】

鉄軌道、バス、タクシー、旅客船、航空事業者

【位置付け】

交通事業者各社が自社のマニュアルを作成・改訂する際に指針となるものであり、交通事業者が実施することが望ましい事項を具体的に目安として示すもの

【接遇対象者】

認知症の人

I. 接遇の基本

・ 接遇対象者の移動等に際しての困りごとを理解し、移動等円滑化を図るために必要なことは何かを聞き、考える。

II. 基本の対応

・ 認知症の人が困っているときは、まずは「安心してもらうこと」が重要。

○認知症の人の特性と困りごと

特 性	・外見ではわかりにくく、困っていることや不安を口に出しにくい ・記憶障害、見当識障害、判断力・理解力の低下 等
困りごと	・目的地の駅名などを忘れてしまう、乗り過ごしてしまう、行先はわかっても乗り場がわからない ・機械の操作や時刻表などの理解が難しい 等

○認知症の人の基本的な接遇方法

落ち着ける環境に移動するなどしたうえで、

- ・ 驚かせない
- ・ 急がせない
- ・ 自尊心を傷つけない という3つの原則に則った対応を心掛ける。

III. 交通モード別の対応 【次ページ】

IV. 緊急時・災害時の対応

・ 緊急時・災害時における安全な移動ルート確保や多様な手段による情報提供等の基本的な配慮事項について整理

V. PDCAを備えた体制の構築

・ ガイドラインに基づく教育内容をブラッシュアップできる体制構築のあり方を整理

Ⅲ. 交通モード別の対応

・交通モード別に認知症の人の接遇の方法について整理しています。なお、交通モードによって、接遇を行うべき場面は異なりますので、交通モードを利用する流れに沿って、接遇方法、対応の事例について紹介しています。

①交通モード別(鉄軌道、バス、タクシー、旅客船、航空)に整理

②特性別(認知症の人)に整理

③場面別(予約、改札、構内移動、乗降、車内、乗り換え等)に整理

・基本的に実施することが望ましい接遇方法を整理

・接遇の際に心に留めておくべき留意点を整理

・基本の接遇を上回って実施している事例を紹介

鉄軌道	
1	予約、改札利用、切符購入
	認知症の人
<p>【基本の接遇方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話や窓口で説明をするとき …説明や対応を理解していない場合があります。理解しているか、簡潔な言葉(同時に2つのことを説明しないなどの工夫が必要)で、ひとつひとつ確認します。また、予約時に認知症であることを自己開示されている方には同伴者の有無、支援の要否を確認します。 ●きっぷの購入が難しいと対応を求められたとき、困っているとき …行先を忘れてしまった、路線図等の表示がわからない、機械の操作がわからないなどの場合があります。まずは何に困っているかを確認し、支援を行います。 ●改札の入場ができないと対応を求められたとき、困っているとき …自動改札機の使い方がわからない、きっぷを紛失してしまった、きっぷの入れ方がわからなくなってしまったなどの場合があります。まずは何に困っているかを確認し、支援を行います。 	
<p>○対応の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行先などの確認をする際は、落ち着いた状態で理解を確認しながら <ul style="list-style-type: none"> ①落ち着ける場所でゆっくりとヒントを示しながら記憶を引き出します。 ②行先の書かれたもの、家族の連絡先が書かれたものがないか確認します。 ③行先がわからない場合には、警察や地域の支援者との連携により解決しましょう。 ※繰り返し確認、メモによる内容表示などが重要です。 ●機械(券売機、自動改札機等)の使い方の説明は、ゆっくり、簡潔に …具体的な工程を、簡潔に区切りながら説明し、一緒にゆっくりと操作します。 ●路線図や案内表示の内容の説明は、具体的に、ゆっくりと …指を指すなどして、ゆっくりと説明します。 ●無人窓口においてインターホンを通じて案内をするとき …説明を理解していない場合があります。簡潔な言葉を繰り返し、理解しているかを確認します。同時に2つのことを説明しないなどの工夫が必要です。理解ができないようであれば、「近くに誰かいませんか?その人に聞いてみましょう」など、周囲のお客様に協力を求めることも重要です。 	
<p>○対応の好事例(参考)(○:事業者の事例、□:利用者の声)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○切符購入、ICカードのチャージのお手伝いをしている。 □わからなければ、職員の方にあずね、わかりやすい対応をしてもらっている。 □一般の利用者に親切に教えてもらった。 	

共生社会ホストタウンへの働きかけ等について

共生社会ホストタウンは、パラリンピアンを受入れを契機に、各地における共生社会の実現に向けた取組を加速し、2020年以降につなげていくもの（2017年11月に創設、現在の登録件数98件※）

○ パラリンピアンとの交流

東京2020大会直後の交流も含め、幅広い形でのパラリンピアンとの交流を通じ、パラリンピックに向けた機運を醸成するとともに、住民がパラアスリートたちと直に接することで、住民の意識を変えていく。

○ 共生社会の実現に向けた取組

障害のある海外の選手たちの受入れを契機に、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーに向けた、自治体ならではの特色ある総合的な取組を実施。大会のレガシーにもつなげていく。

※共生社会ホストタウン登録済み自治体（2021年2月26日現在）

釧路市、滝川市、弘前市、三沢市、遠野市、仙台市、大館市、鶴岡市、酒田市、東根市、福島市、渋川市、富岡市、成田市、浦安市、世田谷区、江戸川区、国分寺市、川崎市、小松市、富士河口湖町、浜松市、伊勢市、守山市、神戸市、明石市、鳥取市・鳥取県、益田市、宇部市、鳴門市・徳島県、高松市、北九州市、飯塚市、田川市、築上町、大分市、中津市、佐伯市、宮崎市 ほか（計98件）



台湾パラ陸上選手と小学生との交流（高松市）



カナダ車いすラグビーチームと小学生との交流（三沢市）

共生社会ホストタウン

2021年2月26日現在

共生社会ホストタウン98件

都道府県	登録団体名	都道府県	登録団体名	都道府県	登録団体名	都道府県	登録団体名
北海道	札幌市	埼玉県	富士見市	石川県	金沢市	奈良県	大和郡山市
	登別市		北本市		小松市		田原本町
	釧路市		三芳町		志賀町	鳥取県	鳥取市・鳥取県
	滝川市		本庄市		福井県	福井市	島根県
青森県	弘前市	千葉県	成田市	山梨県	山梨市	岡山県	邑南町
	三沢市		柏市		富士河口湖町		岡山市
岩手県	遠野市		浦安市	岐阜県	岐阜市・岐阜県		真庭市
	陸前高田市		世田谷区		岐阜市	山口県	宇部市
	一戸町	練馬区	静岡県	静岡市	徳島県	鳴門市・徳島県	
宮城県	仙台市	足立区		浜松市	香川県	高松市	
	登米市	江戸川区		焼津市	愛媛県	松山市・愛媛県	
	加美町	三鷹市		伊豆の国市	福岡県	北九州市	
秋田県	大館市	武蔵野市	豊橋市	飯塚市			
	仙北市	町田市	伊勢市	田川市			
	能代市	国分寺市	鈴鹿市	築上町			
山形県	鶴岡市	西東京市	三重県	志摩市	大川市		
	酒田市	横浜市		守山市	長崎県	島原市	
	東根市	川崎市	滋賀県	甲賀市	大分県	大分市	
福島県	福島市	平塚市・神奈川県	池田市	別府市			
	猪苗代町	藤沢市・神奈川県	大阪府	守口市		中津市	
茨城県	潮来市	厚木市	兵庫県	大東市		佐伯市	
栃木県	那須塩原市	小田原市・神奈川県		神戸市	宮崎県	宮崎市	
	渋川市	大磯町・神奈川県		明石市	鹿児島県	龍郷町	
群馬県	富岡市	箱根町・神奈川県	加古川市				
	みどり市	新潟県	長岡市	三木市			

共生社会ホストタウンへの働きかけ等について

これまでの取組

- 東京大会を契機としたバリアフリー法による取組の強化と共生社会ホストタウンへの取組の強化が重要であることから、オリパラ事務局と連携した働きかけを実施。

バリアフリー法

マスタープラン・基本構想の作成

共通する目標：
「共生社会」の実現

共生社会ホストタウン

「UDの街づくり」と「心のバリアフリー」

- R2バリアフリー法改正により、共生社会ホストタウンの取組を大会の東京大会のレガシーとして取り込んだところ。

マスタープラン・基本構想

「ハード」・「ソフト」一体的な計画へ

心のバリアフリーの強化

共生社会ホストタウン

「UDの街づくり」と「心のバリアフリー」



今後の取組の方向性

- 東京大会後は、共生社会ホストタウンにおける「UDの街づくり」と「心のバリアフリー」を、国土交通省において主導的に支援していく方向性。
- 具体的には、本省・地方運輸局等の支援体制を強化し、「マスタープラン」「基本構想」や「バリアフリーマップ」等の作成を更に促進。（地方運輸局等においては、引き続き、様々な機会を捉えた首長等への働きかけを実施）
- 共生社会ホストタウン連絡協議会のネットワークを活用し、マスタープラン・基本構想の作成や心のバリアフリーの推進に関する情報発信を行っていく。



地方運輸局等における共生社会ホストタウンへの支援状況（首長等へのトップセールスやバリアフリー教室の開催実績等）は交通政策基本計画のフォローアップ（月例交通経済報告勉強会用資料(月1回交通政策課へ報告)）で可能な限り明記。

交流及び共同学習オンラインフォーラム (文部科学省)

「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

【動画で紹介している取組実践例】

- 静岡県 外部機関と連携した交流及び共同学習
- 福井県 ICTを活用した全県的な交流及び共同学習
- 仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習
- 南箕輪村 (長野県) 副次的な籍を活用した交流及び共同学習
- 国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県：ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省：バリアフリー教室について

【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

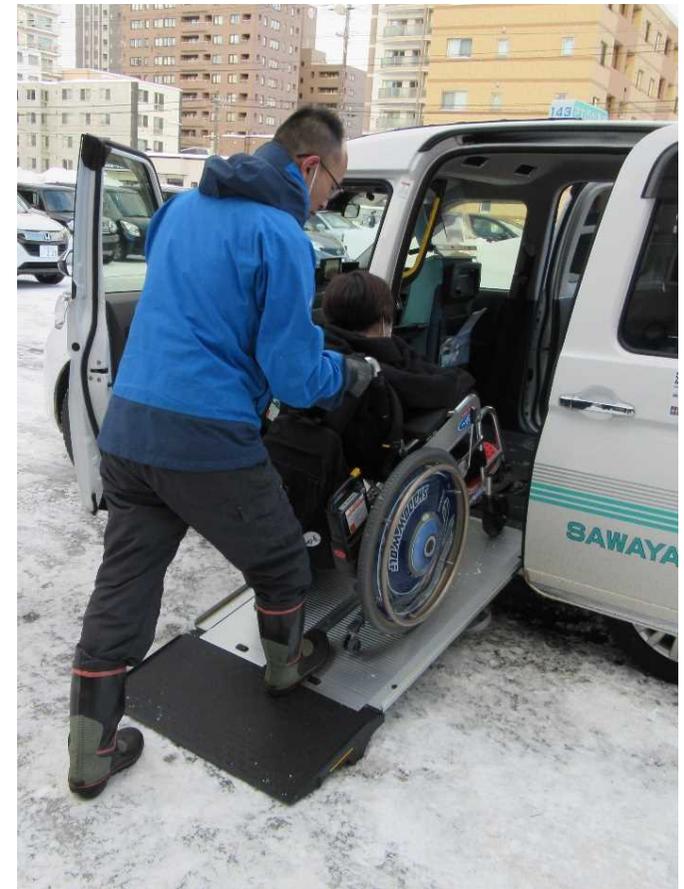
再生リスト(YouTube)



地方整備局・地方運輸局等の主な取組

- 開催日：令和3年1月20日（水）
- 場 所：北海道ハイヤー会館
（札幌市中央区南8条西15丁目4番1号）
- 参加者：タクシー事業者社員（10社17名）
- 主 催：北海道運輸局
- 協 力：一般社団法人 北海道ハイヤー協会
NPO法人 手と手
札幌トヨペット株式会社
- 後 援：北海道

- 実施概要
 - ・車いす使用者がタクシーを利用する際の特徴を説明
 - ・手動車いすと電動車いすの機能に関する説明
 - ・タクシー事業者社員によるジャパンタクシーの実車を用いた障害当事者の乗車の実演、当事者による助言
 - ・障害当事者とタクシー事業者社員による意見交換



（車両提供：昭和交通株式会社）

【参加者の意見】

- ・障害にも様々なタイプがあり、相互のコミュニケーションを図る必要を感じた。
- ・タクシーの実情を知ってもらうことができてよかった。
- ・手動車いすと電動車いすで取扱いが異なる部分もあり、臨機応変な対応が求められることがわかった。引き続き教室を開催してほしい。

【東北分科会】バリアフリー教室の実施（視覚障害者疑似体験）

（公財）日本盲導犬協会仙台訓練センターの協力のもと、東北運輸局新規採用職員を対象にした、バリアフリー教室を開催しました。今回は、視覚を制限された状態での単独白杖歩行、手引き誘導による歩行、そして盲導犬誘導による歩行の3種類の体験を実施しました。この体験を通して、職員は視覚障害者の大変さを実感し、「心のバリアフリー」について考えるきっかけになったと思います。

【開催概要】

実施日：令和3年2月26日（金）

場 所：東北運輸局 2階会議室

参加者：東北運輸局新規採用職員ほか15名

協 力：（公財）日本盲導犬協会 仙台訓練センター

【主な感想】

- ・白杖を使って歩いてみて、点字ブロックや縁石の存在意義が分かった。これらが無いと歩きにくいと感じた。
- ・今までは障害を持っている方を見ているだけだったが、これからは困っていたら声をかけようと思った。
- ・目が見えない不便さを改めて感じた。もし、周りにそのような方がいたら、助けていきたい。
- ・白杖だけで歩くことの大変さが分かった。また、盲導犬がいることで歩きやすくなることを理解できた。
- ・今回の体験で視覚障害者の感覚が分かった。今後、業務等で接する時に役立てたい。



盲導犬の特徴について話す仙台訓練センターの方



単独白杖歩行体験の様子



手引き誘導による歩行体験の様子



盲導犬誘導による歩行体験の様子

関東運輸局管内の令和2年度のバリアフリー教室開催状況

今年度の開催状況

- 管内小学校において、**12回開催**。
→ コロナ禍の影響により、大学やイベント等における開催は中止又は延期。
- コロナ対策としては、**マスク着用、アルコール消毒の徹底、教室内の換気、ソーシャルディスタンスの確保等**を実施。



バリアフリー教室の様子

- ノンステップバスやUDタクシーを使用した、車いす乗降体験・介助体験の他、下記プログラムを実施。

日本トイレ研究所による トイレマナーの講習 (横浜市内小学校)



■参加者の感想

- 体の不自由な人のために色々な工夫がされていることがわかった。
- トイレのマナーを守って、体の不自由な人に多機能トイレを譲りたい。

全視協の当事者による 視覚障害の疑似体験学習 (江戸川区内小学校)



■参加者の感想

- どうサポートすればいいのかがよくわかり、実際に手助けする勇気が出た。
- 目が見えなくて怖かったけど、点字や付き添いの人がいて少し安心できた。

横浜市都市交通課と連携した交通バリアフリー講座 (横浜市内小学校)



■参加者の感想

- タクシーやバス、電車のバリアフリーの工夫が、クイズで楽しく学べた。

NHK WEB NEWS に掲載 (山梨県内小学校)



子どもたちにバリアフリーへの理解を深めてもらおうという教室が、昭和町で開かれました。

この教室は、関東運輸局山梨運輸支局やタクシー会社などの関係団体が、高齢者や体の不自由な人を支え合う社会を実現しようと、要望があった小学校などを訪れて開かれています。

17日は、昭和町の常永小学校で開かれ、4年生90人が参加しました。子どもたちは4つのグループに分かれ、このうち体育館では車いすで安全に段差を乗り越える押し方を学んだり、白い杖と介助役の子どもの声だけを頼りに、目隠しをして点字ブロックや段差を歩くなどのさまざまな体験をしました。

また、駐車場では、車いすのまま乗れるように設計されたバスやタクシーに、車いすを押す役と乗る役に分かれて、実際に乗り降りする体験もしていました。

参加した女子児童は「車いすに乗っている人を気づかないながら、慎重に介助しなければいけないと分かった。町で車いすに乗っている人を見かけたときは、声をかけて助けてあげたい」と話していました。

また、別の男子児童は「車いすに乗ったままタクシーから降りるときが怖かった。車いすに乗っている人は、いろいろな苦労があることが分かった」と話していました。

◎バリアフリー中部運輸局長表彰

中部運輸局では、福祉・バリアフリー対策への貢献が認められた団体を表彰しています。
令和2年度は「NPO法人 UDほっとねっと」を表彰しました。

◎主な取り組み

- ◎ 四日市市及び隣接町の小中学校等へ団体メンバーである障がい当事者を講師として派遣し、バリアフリーやUDについての基本的な知識の講習を行うとともに、車いす体験やアイマスク体験等の疑似体験を通して障がいへの理解を深め、障がい者への支援体験やワークショップを取り入れた講座を実施。
- ◎ 三重県が創設したUDアドバイザー制度のもと、UDアドバイザー養成講座を実施し、地域でリーダーとしての役割を果たす人材を育成するとともにUDのまちづくりを推進。
- ◎ 高齢者や障がい者、子育て世代の方々などに対して「誰にもやさしいサービスや商品・施設」を提供している企業や施設の取組を取材し、本団体ホームページで紹介する「UDタウンナビ活動」を平成28年から継続。この中で、電車の乗降時における車いす利用者への配慮事項を紹介しているほか、その他の障がい者に対する「転落防止装置」等のハード面、「声かけ」、「新入社員への個別研修」等のソフト面の取組を紹介（近鉄四日市駅）。さらに、自動車の福祉車両を販売しているディーラーにて専門知識を備えたスタッフが顧客対応していることやバリアフリーデザイントイレ・授乳施設を紹介。

2019 年度

誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを学ぼう！

UDアドバイザー養成講座

【主催】NPO法人 UDほっとねっと
〒510-0092 三重県四日市市新町 1-10 おでかけサポートセンター
TEL/FAX: 059-325-7246 Mail: udhotnetoffice@gmail.com

★講座配布資料の再配布と、内容の引用、転載を禁止します。

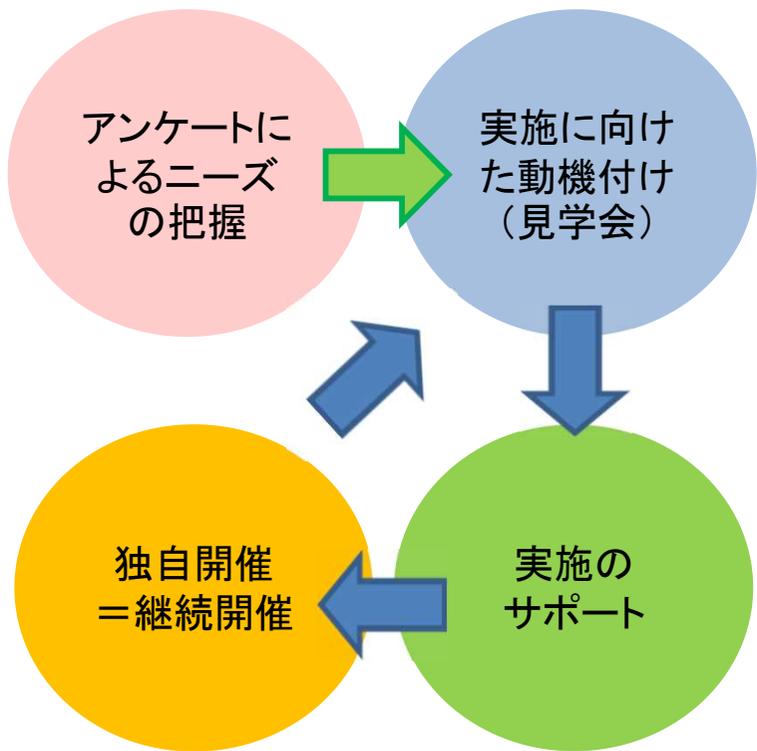
UDタウンナビ

UD-TOWNナビ

UD WEB MAP

近畿運輸局では、バリアフリー法改正により益々重要となっている「心のバリアフリー」を推進するため、自治体へ「バリアフリー教室」実施の働きかけを積極的に行っています。

- 独自に管内すべての自治体向けに、バリアフリー教室に関するアンケートを行い、教室の実施に対する意識やニーズを把握しています。(毎年夏～秋頃に行われる「基本構想作成予定等調査」と同時実施。)
- 教室開催の際には実施地の近隣の自治体、共生社会ホストタウンの自治体担当者に、見学のお声がけをし、実施に向けた動機付けを行っています。見学の際には、基本構想・マスタープラン策定のプロモートも実施しています。今年度は3回のバリアフリー教室(自治体主催分を含む)で見学会を行い、6自治体に参加いただきました。
- 啓発活動実施の意志はあるものの、ノウハウがないという自治体に対しては、資料の提供、バス事業者との調整、マスコミへの情報提供、学校での打合せなど準備段階からバックアップし、実施をサポートしています。
- 平成30年度、令和元年度には、香芝市より当局へ依頼を頂き、香芝市内の小学校においてバリアフリー教室を実施しました。その際、段階的に「当局の主催」から「サポート体制」へと移行することで、令和2年度には香芝市の主催でバリアフリー教室が実施され、地元の障害者団体、交通事業者と協力し、盲導犬ユーザーの方が参加されるなど、市独自の特色ある啓発活動となりました。コロナウイルス感染拡大の影響で中止となりましたが、市民を対象とした啓発イベント等も企画されました。



- 【サポート・提案内容】
- ・実施マニュアルの作成
 - ・打合せ資料、講話用パワーポイントデータ、聴覚障害疑似体験・車いす体験実施の資料、シナリオ、アンケート等の提供
 - ・機材(白杖等)の貸し出し
 - ・講師の派遣
 - ・パンフレット、ノベルティグッズの提供
 - ・スケジュール例、実施例の提案
 - ・マスコミへの情報提供(地元紙、地元ケーブルテレビへの働きかけ等)を提案
 - ・バス事業者の紹介、調整
 - ・打ち合わせの実施サポート
 - ・当日の運営サポート 等



バリアフリーストラップ
 (左)近畿運輸局ver
 (右)香芝市ver

【効果】

市のバリアフリー関係協議会等のメンバー等、市内の障害者団体、交通事業者と協力することで、地元の障害者と児童との自然な交流が生まれ、心のバリアフリーの機運が醸成される。また、地元のバス事業者等を身近に感じることで利用促進にも繋がる。市独自に工夫されたバリアフリー教室の継続的な実施が期待される。

オンライン版「あすチャレ！ジュニアアカデミー」とは…日本財団パラリンピックサポートセンターが主催する、パラアスリートを中心とした講師による、ワークショップ型授業。オンラインでリアルタイムに障害当事者講師とコミュニケーションをとりながら、共生社会実現のために、自分には何が出来るか考えます。

令和3年2月9日(火)大津市立石山小学校において、小学4年生82名の児童を対象にオンライン版「あすチャレ！ジュニアアカデミー」が実施されました。石山小学校は過去数回、近畿運輸局主催のバリアフリー教室を行った学校で、今回も当局にご依頼いただきましたが、緊急事態宣言下ということもあり、オンライン版のプログラムを活用させて頂きました。

この日の講師はパラ・パワーリフティングの山本恵理(マック)選手。自身の生い立ち、パラリンピックを目指すことになったきっかけなどを紹介しつつ、クイズを交えながらの楽しい講義となりました。マック選手のパワーあふれるリードで、オンラインとは思えないほどの盛り上がりでした。アスリートだからこそ与えられる前向きな力が子供たちに伝わり、「自分もがんばる！」という感想が多かったのが印象的でした。

当局においてもコロナ禍で工夫してバリアフリー教室を行っています。オンライン版「あすチャレ！ジュニアアカデミー」の活用により、いつもと違うアプローチができました。また、オンライン講義の方法や、「障害の社会モデル」について子供たちに分かりやすい表現で説明されている点など、大変参考になりました。自治体等に対しても紹介し、活用を促していきたいと思えます。

私のあすチャレ！宣言は…

ウィリーすれば段差を乗り越えることもできるよ！

お～すごい！

教室の様子



しっかりメモ！

発言の様子

は～い！！

機材一式、ポケットWiFiの無料貸出しもあるため、学校にインターネットの通信環境がなくても受講が可能。Zoomを使った事前の打ち合わせを行い、操作方法のレクチャーを受けることができる。

クイズの様子

【児童の感想】

- ・「できるか、できないかではなく、どうやったらできるか。」という言葉がとても印象に残った。
- ・障害があっても工夫したいで色々なことができることがわかった。
- ・自分もあきらめずに、スポーツや勉強を頑張る。
- ・パラリンピック、パラ・パワーリフティングに興味をもった。
- ・マック選手がパラリンピックに出場して、活躍するところを見たい。応援しています！
- ・「お手伝いしましょうか？」という言葉も使いたい。

最後に少しでも時間をいただき、心のバリアフリーの合言葉「お手伝いしましょうか？」を伝えました。(右)



【中国分科会①】島根県、広島県バリアフリー等地域連絡会議の開催他

●第6回 島根県バリアフリー等地域連絡会議

第6回島根県バリアフリー等地域連絡期会議の開催

日時 令和2年12月15日（火）13:30～15:30

場所 島根県立産業会館（くにびきメッセ）

内容

- ・講話「誰もが利用しやすいトイレ」
一般社団法人島根県建築士会 会長 足立 正智
- ・法改正について／移動等円滑化評価会議中国分科会について
- ・構成員のバリアフリーに関する取り組み状況発表
- ・意見交換（主なもの）
 - ・事件新聞記事（事件の原因が障がいと関係のある様な記載）
 - ・「あいサポート運動」について
 - ・公共交通機関の情報提供について
 - ・バスのバリアフリー化について他

●第5回 広島県バリアフリー等地域連絡会議

第5回広島県バリアフリー等地域連絡会議の開催

日時 令和3年2月26日（金）【書面開催】

（今回の開催はコロナ禍による影響を考慮し書面開催とした）

内容

- ・法改正について／移動等円滑化評価会議中国分科会について
- ・法に基づく基本方針の一部改正について（次期整備目標）
- ・構成員のバリアフリーに関する取り組み状況について
- ・意見交換（主なもの）
 - ・高速バスの到着時の案内放送について
 - ・公共交通機関の減便等による高齢者の移動手段の確保について（その他の意見については、書面開催の為、現在集約中）

●バリアフリー教室の開催（真庭市）

「共生社会ホストタウンが実施する内閣府補助事業」として岡山県真庭市の3小学校で実施されたパラリンピアンによる心のバリアフリーの授業に、中国運輸局及び岡山運輸支局から講師を派遣し、多機能トイレの利用マナーとヘルプマークについてお話をしました。その後パラリンピアンの上原大祐氏から、動画を交えたワークショップがおこなわれました。子供達を飽きさせない工夫がされており、皆熱心に聞いていました。



【中国分科会②】中国技術事務所におけるバリアフリー体験の実施

至 国道2号



国土交通省 中国技術事務所



車イスの操作・補助体験（斜路）

中四国行政評価局新規採用職員



車イスの操作・補助体験（斜路）

広島市新規採用技術職員



勾配・段差の違いによる車イスの操作（使い方・補助の双方を体験）

広島市新規採用技術職員

◆中国技術事務所には、人材育成としてバリアフリー体験施設が設けられており、中国技術事務所HPより体験学習の受付を行っています。

（※事前申込が必要）

令和2年度は、コロナ対策として、少人数の班に分けて実施しています。

- ◆令和2年度 体験実績
 - 中四国行政評価局新規採用職員（7/31、3名、随行1名）
 - 広島市新規採用技術職員（11/25、21名、随行2名）

- ◆参加者からの感想
 - ・実際に体験することで、より現場を感じることができました。
 - ・視覚障害者の方の誘導ブロックや段差が車椅子にとって障害になってしまうことを知り、誰にでも優しいものを作ることは難しく、考えることが大事だと知ることができました。
 - ・バリアフリー体験は、普段では体験できないことを経験できる貴重な時間を過ごすことができました。自分の業務に関わるようなことも多くあり、大変有意義な研修となりました。
 - ・バリアフリー体験は新規採用職員に、とても有意義な研修でした。

平成30年5月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(「バリアフリー法」)の一部改正により、当事者が参画し、政策内容の評価等を行う「移動等円滑化評価会議」が国土交通省において設置され、その評価会議の下に四国分科会が設置されました。

その四国分科会のなかで、四国全体だけでなく、各県の実状、課題を話し合う場を作ってほしいというご意見をいただき、この度、第1回目の県別意見交換会を高知で開催することになりました。

今後も、徳島、愛媛と毎年各県で開催し、地域の課題を吸い上げる体制を作っていきます。

【開催概要】

1. 日 時 令和3年3月4日(木) 14:00~16:00
2. 場 所 オーテピア高知図書館 4F研修室
3. 主な内容
 - ・バリアフリー法の改正について
 - ・次期バリアフリー整備目標とバリアフリー化の進捗状況について
 - ・意見交換
4. 構成メンバー 徳島文理大学 藤澤教授
高知県内障害当事者団体
高知県内障害者支援団体
四国旅客鉄道株式会社
とさでん交通株式会社
高知空港ビル株式会社
高知県内関係事業者団体
高知県
高知市
南国市



【島原市】令和2年4月7日共生社会ホストタウン登録

- ・令和3年2月10日(水)バリアフリー教室開催(島原市と共同開催)
- ・島原市職員向けのバリアフリー教室(自治体職員向けを初めて開催)
- ・昨年4月にできた市庁舎を利用

座学

「障がい者差別解消法とバリアフリー」について

熊本学園大学社会福祉学部教授 兼 弁護士 東 俊裕 氏(ひがし としひろ)

※平成29年運輸局主催「障害者差別解消法セミナー」で講師実績あり



実習

視覚障がい者、車椅子利用者の疑似体験

○「障がい者等疑似体験・介助体験」 島原市社会福祉協議会

○「バスの仕組み・バリアフリーについての説明」 島原鉄道(株)



情報発信

- 令和3年1月28日(木) 島原市、九州運輸局同時プレスリリース
- NHK長崎、長崎新聞、地元ケーブルテレビ
- 共生社会ホストタウン連絡協議会フェイスブック

共生社会ホストタウン連絡協議会
2月17日 16:47

【「バリアフリー教室 in 島原市」が開催されました！】

東京2020パラリンピック競技大会を契機として、共生社会に対する意識の向上と高齢者や障害者への配慮を学ぶために、入庁1年目の職員を対象に、国土交通省九州運輸局の主催により研修会を開催していただきました。
開催にあたりましては、熊本学園大学、島原鉄道株式会社及び島原市社会福祉協議会にもご協力いただきました。
... もっと見る



- ・2020年8月、沖縄県自閉症協会から「発達障害等ある人への理解促進並びにヘルプマークの車内掲示に関する要望」が（一社）沖縄県バス協会へ提出され、
 - ①全ての路線バス車内の優先席部分にヘルプマークの表示（ステッカー等）を行うこと
 - ②知的障害、精神障害及び発達障害に対する理解と配慮を深めるための研修を実施することが求められた。（①については2020年春に対応済み）
- ・下記の他、2021年4月には知的・発達障害当事者対象のバス乗車体験を予定する等、バス協会は自閉症協会の協力を得ながら各種取組を強化している。

知的障害・発達障害等に関する研修会

路線バス乗務員、運行管理者が知的障害、発達障害等に関する研修を受けることにより、理解と配慮を深め、利用者への接遇向上を図る（第2回開催は3/10予定）

日時：2020年11月12日
場所：沖縄県男女共同参画センター
参加者：沖縄本島内の路線バス乗務員、運行管理者20名
講師：沖縄県発達障がい者支援センター 天久主任

【研修会での意見】

- ・目に見えない障害者の見分け方をどうすればよいか
- ・ロールプレイを取り入れるとより理解が深まる
- ・当事者との意見交換が必要
- ・対話することの大切さが理解できた
- ・形式的な対応ではなく、お客様の立場での「会話」をすることで、安心して外出しバスを利用してもらえよう、バス会社として接遇技術を発揮できるよう務めたい
- ・コミュニケーション支援ボードの導入を希望



研修会の様子

コミュニケーション支援ボード

聴覚障害や知的障害・発達障害等、話し言葉でのコミュニケーションが困難な人たちや外国人とのコミュニケーションを支援するボードを県内路線バス車両に導入

- ・2020年12月、（公財）エコロジー・モビリティ財団より800部贈呈され、傘下会員735両に配布済み
- ・2021年1月に県内大手3社から導入済み、順次、運転者教育後に設置予定



コミュニケーション支援ボード贈呈式

（左から）県発達障がい者支援センター天久主任、県自閉症協会玉那覇会長、県バス協会小川会長、エコモ財団大久保理事長、沖総局米山運輸部長



運賃箱に設置された支援ボード